

～ 子育てをさらにバックアップ ～

おたふくかぜと水ぼうそうも接種費用を助成します！

4月1日からおたふくかぜ・水ぼうそうの接種費用を一部助成しています。
接種を希望する場合は、町内医療機関で事前に予約の上接種してください。

※予診票は医療機関にあります。

※町外で接種する方は、事前に保健福祉課保険健康係までお問い合わせ
ください。

■助成の内容■

<対象者>

【おたふくかぜ】 接種日において2歳から就学前までの者

【水ぼうそう】 接種日において1歳から就学前までの者

<助成額>

おたふくかぜ・水ぼうそう いずれも1回あたり 3,000円

■接種費用の助成手続き■

接種前に保健福祉課保険健康係で
申請の手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・保護者の認印
- ・子どもの医療費受給者証

★接種当日必要なもの★

- ・接種費用助成決定通知書
- ・子どもの医療費受給者証
- ・母子健康手帳

費用を全額支払ってしまったら、どうすればいいの???

接種費用の助成手続きをせず接種し、医療機関で費用を全額支払った方は、
保健福祉課保険健康係で償還払いの申請手続きをしてください。

後日助成額を払い戻します。

【申請に必要なもの】

- ・保護者の認印
- ・医療機関で発行した領収証
- ・母子健康手帳
- ・振込先の分かるもの

お問い合わせ

保健福祉課保険健康係

☎78—2293（直通）

